

○ 香川県警察通訳要員の運用等に関する要綱の制定について

(令和 7 年 4 月 1 日付け香企画第 39 号)

県警察における通訳要員の運用については、これまで「香川県警察通訳要員の運用等に関する要綱の制定について」（令和 4 年 4 月 1 日付け例規香企画第 70 号。以下「旧例規」という。）に基づき行ってきたところであるが、通訳運用に関する業務の一部を見直し、新たに別添のとおり「香川県警察通訳要員の運用等に関する要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から実施することとしたので、所属の職員に周知の上、同要綱に基づき通訳要員の効率的運用に努められたい。

なお、旧例規は、廃止する。

別添

香川県警察通訳要員の運用等に関する要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、香川県警察における通訳要員の指定、運用等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「通訳要員」とは、通訳官、通訳サポーター、委嘱通訳員及び部外通訳員の総称をいう。
- (2) 「通訳官」とは、職員のうち第2の1の(1)の基準を満たし、かつ、通訳及び翻訳（以下「通訳等」という。）の能力が特に優れている者として本部長が指定したものをいう。
- (3) 「通訳サポーター」とは、職員（通訳官であるものを除く。）のうち、第2の2の(1)の基準を満たし、かつ、業務に活用できる程度の通訳等の能力を有する者として警務部長が指定したものをいう。
- (4) 「委嘱通訳員」とは、職員以外の者で香川県警察の通訳人として適任であると認められる者のうち通訳員として本部長が委嘱したものをいう。
- (5) 「部外通訳員」とは、通訳官、通訳サポーター及び委嘱通訳員以外の者（通訳会社からの派遣職員及び香川県聴覚障害者福祉センターから派遣された手話通訳員を含む。）をいう。

第2 通訳要員

1 通訳官の指定等

(1) 通訳官の指定基準

原則として、採用時教養を修了した警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する職にある事務職員若しくは研究職員であって、次に定める指定基準に該当する者とする。

ア 英語

警察大学校国際警察センター語学研修科英語Ⅱ課程を修了した者、過去1年以内に行われた TOEIC の受験結果が 730 点以上の者又は本部長がそれらと同等の語学力を有すると認める者

イ 中国語、韓国語、ロシア語

外国語技能検定に関する訓令（昭和 38 年警察庁訓令第 12 号）に基づく外国語技能検定の中級を取得した者若しくは当該外国語に係る民間検定の中級に相当する資格を取得した者又は本部長がそれらと同等の語学力を有

すると認める者

ウ スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、ウルドゥー語、アラビア語

警察大学校国際警察センターの各言語の語学研修科Ⅱ課程を修了した者若しくは当該外国語に係る民間検定の中級に相当する資格を取得した者又は本部長がそれらと同等の語学力を有すると認める者

エ その他の言語

アからウまでの要件と同等の語学力を有する者

(2) 通訳官の指定

ア 企画課長は、(1)の基準を満たす者について、その者が所属する所属長と協議の上、別記様式第1号の通訳官推薦書により、本部長へ推薦し、本部長が別記様式第2号の通訳官指定書を交付して指定するものとする。

イ アにより指定された通訳官（香川県警察本部刑事部刑事企画課の職員を除く。）は、指定に併せて香川県警察職員の職の兼職及び補職に関する訓令（平成19年香川県警察本部訓令第2号）第3条第1項の規定に基づき、香川県警察本部刑事部刑事企画課の職を兼務するものとする。

ウ 警務課長は、人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）第6条第1項の人事異動通知書を作成し、刑事企画課長を経由して当該職員の所属する所属長に送付するものとする。この場合において、企画課長は、別記様式第3号の通訳官名簿に所定の事項を記載するものとする。

なお、指定した通訳官が異動した場合も同様とする。

エ 人事異動通知書の送付を受けた所属長は、当該職員に人事異動通知書を交付して、通訳官に兼務を命じるものとする。

(3) 通訳官の指定の解除

ア 企画課長は、通訳官が通訳等業務に従事できない事由が発生したとき、又は従事させることが適当でないと認めたときは、当該通訳官が所属する所属長と協議の上、本部長の承認を受け、通訳官の指定を解除するものとする。

イ 指定解除の手続は、(2)のイからエまでを準用する。

2 通訳サポーターの指定等

(1) 通訳サポーターの指定基準

職員（通訳官であるものを除く。）のうち、次のいずれかに該当する者で、日常会話以上の語学能力を有するもの又は警務部長が認めるものとする。

ア 過去1年間に行われた TOEIC の受験結果が 500 点以上の者

イ 外国語資格取得者

ウ 高校、大学での外国語専攻者

- エ 海外留学経験者
- オ 海外長期滞在経験者
- カ 通訳要員経験者

(2) 通訳サポーターの指定

ア 企画課長は、(1)の基準を満たし、業務に活用できる程度の通訳等の能力を有する者について、その者が所属する所属長と協議の上、別記様式第4号の通訳サポーター推薦書により警務部長へ推薦し、警務部長が別記様式第5号の通訳サポーター指定書を交付して指定するものとする。

イ アにより指定された場合、企画課長は、別記様式第6号の通訳サポーター名簿に所定の事項を記載するものとする。

なお、指定した通訳サポーターが異動した場合も、同様とする。

(3) 通訳サポーターの指定の解除

ア 企画課長は、通訳サポーターが通訳等業務に従事できない事由が発生したとき、又は従事させることが適当でないと認めたときは、通訳サポーターの指定を解除するものとする。

イ アにより通訳サポーターの指定を解除したときは、企画課長は、通訳サポーター名簿に所定の事項を記載するとともに、その旨をその者が所属する所属長に連絡するものとする。

3 委嘱通訳員の委嘱等

(1) 委嘱通訳員の委嘱基準

香川県に在住する通訳等又は海外勤務等の経験を有し、外国人と支障なく意思疎通することができるものであって、本部長が香川県警察における通訳要員として適性を有すると認めた者とする。

なお、外国籍の者は、日本語検定1級を取得した者又はこれと同等の日本語能力を有すると認められる者とする。

(2) 委嘱通訳員の委嘱

ア 所属長は、香川県警察における通訳体制を確保するため委嘱通訳員の適性を有する者を認めたときは、本人の同意を得た上で別記様式第7号の委嘱通訳員推薦書により企画課長に委嘱通訳員の推薦を行うものとする。

イ 企画課長は、アの場合又は委嘱通訳員への応募を直接受けたときは、推薦に係る者又は応募してきた者を通訳官等に面接させて、その者の通訳等の能力を審査するものとする。

ウ 企画課長は、イの規定による審査の結果、推薦に係る者又は応募してきた者が通訳要員として語学力及び適格性を有すると認めたときは、通訳員の委嘱について本部長の承認を受けるものとする。

エ 委嘱通訳員への委嘱は、別記様式第8号の委嘱状を交付して行う。この場

合において、企画課長は、別記様式第 9 号の委嘱通訳員名簿に所定の事項を記載するものとする。

オ 委嘱通訳員の委嘱期間は、3 年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

カ 手話通訳員については、香川県聴覚障害者福祉センターから派遣された者を運用することとし、委嘱は行わない。

(3) 委嘱通訳員の委嘱解除

ア 企画課長は、委嘱通訳員に通訳等業務に従事できない事由が発生したとき又は業務に従事させることが適当でないと認めたときは、委嘱通訳員の委嘱解除について本部長の承認を受けるものとする。この場合において、企画課長は、委嘱通訳員名簿に所定の事項を記載するとともに、その旨を当該委嘱通訳員に連絡するものとする。

イ 委嘱通訳員の委嘱の解除は、別記様式第 10 号の解嘱状を交付して行うものとする。

第 3 通訳要員の運用及び派遣手続

1 通訳要員の運用原則

(1) 通訳官

外国人又は聴覚に障害がある者が関与した事件又は事案（以下「事件等」という。）で通訳等を必要とする場合は、原則として通訳官を充てるものとする。

(2) 通訳サポーター

所属において通訳官が不在のときは、事件等（地理教示、遺失・拾得手続、職務質問の補助、交通事故対応の補助、電話対応等の簡易な事案に限る。）の対応に通訳サポーターを充てるものとする。この場合において、他所属等への派遣又は取調べの通訳等の司法手続関係の通訳等は行わないものとする。

(3) 委嘱通訳員

通訳官で対応できない場合は、委嘱通訳員に通訳等を依頼するものとする。

(4) 部外通訳員

通訳官及び委嘱通訳員で対応できない場合は、部外通訳員に通訳等を依頼するものとする。

2 通訳要員の派遣手続

通訳要員の運用及び派遣手続は、次のとおりとする。（別図 1 及び別図 2 参照）

(1) 所属長は、通訳要員の派遣の必要があると認めるときは、別記様式第 11 号の通訳要員派遣要請書により、刑事企画課長に通訳要員の派遣を要請するものとする。ただし、急を要するとき、電話による要請を行った後、速やかに通訳要員派遣要請書を、刑事企画課長に送付するものとする。

なお、所属長は、所属に対象言語の通訳官又は通訳サポーターがいる場合は、原則として当該通訳官又は通訳サポーターを運用するものとし、刑事企画

課長に対する派遣要請は要しない。

- (2) 刑事企画課長は、(1)の要請を受けたときは、通訳官及びその者が所属する所属長と協議するものとする。
- (3) 刑事企画課長は、(2)の協議の結果、通訳官の派遣を決定したときは、別記様式第 12 号の通訳要員派遣決定書を作成の上、(1)の派遣を要請した所属長及び当該通訳官の所属長に送付するものとする。
- (4) 刑事企画課長は、(2)の協議の結果、通訳官を派遣することができないときは、委嘱通訳員又は部外通訳員（以下「委嘱通訳員等」という。）に通訳等の要請を行うものとする。ただし、手話通訳員については、香川県聴覚障害者福祉センターに手話通訳の要請を行うものとする。
- (5) 刑事企画課長は、(4)の要請により、委嘱通訳員等から通訳等の応諾を得たときは、通訳要員派遣決定書を(1)の派遣を要請した所属長に送付するものとする。
- (6) 通訳要員の派遣を受けた所属長は、事件の内容、捜査の進展状況等から通訳要員の派遣期間の延長を行う必要があると認めるときは、別記様式第 13 号の通訳要員派遣期間延長要請書により、通訳要員の派遣期間の延長要請を、刑事企画課長に行うものとする。
- (7) 刑事企画課長は、(6)の要請を受けた場合において、当該要請に係る通訳要員が通訳官のときは通訳官及び当該通訳官の所属長と、委嘱通訳員等のときは当該委嘱通訳員等と、派遣期間の延長の可否、派遣期間その他必要事項を協議するものとする。
- (8) 刑事企画課長は、(7)の協議の結果、通訳官の派遣期間の延長を決定したときは、別記様式第 14 号の通訳要員派遣延長決定書を作成し、通訳官の派遣期間の延長の要請を行った所属長及び当該通訳官が所属する所属長に通訳要員派遣延長決定書を送付するものとする。
- (9) 刑事企画課長は、(7)の協議の結果、委嘱通訳員等の派遣期間の延長の承諾を得たときは、通訳要員派遣延長決定書を(6)の派遣を要請した所属長に送付するものとする。
- (10) 刑事企画課長は、(7)の協議の結果、通訳要員の派遣期間が延長できないとの結論に達したときは、当該派遣期間の延長を要請した所属長にその旨を連絡するとともに、(2)から(5)までの規定により、新たに通訳要員を決定し、当該通訳要員を派遣するものとする。
- (11) 所属長は、(3)の通訳要員派遣決定書又は(8)の通訳要員派遣延長決定書の送付を受けたときは、派遣の決定に係る通訳官を派遣しなければならない。
- (12) 派遣された通訳官は、派遣先の所属長の指揮の下、任務に従事するものとする。

- (13) 所属長は、所属の通訳官又は派遣を受けた通訳要員が通訳等業務を終了したときはその都度、通訳等業務が終了しないときは月末までに、別記様式第 15 号の通訳要員運用結果報告書を作成の上、刑事企画課長へ送付するものとする。

第 4 通訳官の集中運用

刑事企画課長は、通訳等を必要とする重大な事件等が発生等した場合は、迅速な解決、捜査情報の収集等を目的とし、事案の性質、被疑者等の人数、証拠物等の数量、通訳等の業務量を勘案し、派遣を要請する通訳官及びその者が所属する所属長と協議の上、期間を定めて通訳官を集中運用することができるものとする。

第 5 通訳要員に対する留意事項等

1 通訳要員に対する留意事項

- (1) 所属長は、通訳要員の運用に当たっては、刑事企画課長と連携を密にし、適切かつ効率的に行わなければならない。
- (2) 所属に通訳官又は通訳サポーターが配置されている所属長は、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 通訳官の派遣要請を受けたときは、可能な限り、通常業務の調整を図った上で、優先的に当該通訳官を派遣させること。

イ 通訳官又は通訳サポーターの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に努めること。

ウ 通訳官又は通訳サポーターに対して語学力、国際感覚等の向上その他の通訳要員として必要な知識及び技能の向上を図るための機会の付与に努めること。

エ 通訳官又は通訳サポーターの身分に異動があったときは、速やかに企画課長に当該異動の内容を報告すること。

- (3) 所属長は、委嘱通訳員等の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）第 11 条第 3 項の規定により、通訳等業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用することのないよう委嘱通訳員等に対し指示すること。

イ 所属長は、アの指示内容を明確にするため、委嘱通訳員等に対し、別記様式第 16 号の誓約書の作成を求めなければならない。

2 通訳要員に対する教養等

- (1) 企画課長は、次に掲げる事項を計画的に実施し、通訳体制の整備、通訳要員の能力の向上等を図るものとする。

ア 職員のうち、語学力を有する者の実態を把握し、通訳官又は通訳サポーターとしての適性を有する者の発見に努めること。

イ 個々の通訳官及び通訳サポーターの語学力に応じ、警察大学校等への語学に係る教養課程への入校、海外研修への派遣等必要な教養を計画的に実施すること。

ウ 委嘱通訳員としての適性を有するものの実態把握、委嘱通訳員に対する講習会の実施その他委嘱通訳員の体制の強化を図るために必要な措置を講じること。

(2) 刑事企画課長は、通訳要員の運用状況、実務能力、犯罪情勢等を把握して企画課長と共有するなど、連携を密にして、効果的な通訳要員の育成に努めるものとする。

3 事故等の速報

派遣を要請した所属長は、通訳要員の通訳等の業務に関して事故又は紛争事案が発生したときは、刑事企画課長に速報するものとする。

4 事件等以外の事象の対応

事件等以外の事象において、通訳要員が必要な場合は、刑事企画課長へ連絡し、対応策を協議するものとする。

第6 補則

この要綱に定めるもののほか、通訳要員の運用、通訳等謝金の執行等に関して必要な事項は、別に定める。

(別表及び別記様式 省略)